

経営委員会が開催されました

- ◇日 時 2月20日（木）13：30
- ◇場 所 （一社）山梨県自動車整備振興会 会議室
- ◇出席者 渡辺委員長、久島副委員長、清水委員、小川委員、臼井委員
事務局：斎木専務理事、山下指導教育部長、飯島指導係
- ◇会議事項
- (1) 平成25年度事業報告並びに平成26年度事業計画骨子（案）について
 - 1) 経営委員会関連事業について
 - 2) 経営委員会の審議概要と次年度への課題について
 - (2) 平成26年度点検整備推進イベント「車ふれあい祭り」について
 - (3) その他

自動車検査員業務等研修会が開催されました

指定整備事業協議会では、検査実務に携わっている自動車検査員の疑問点等を解消するための「自動車検査員業務等研修会」を、関東運輸局山梨運輸支局並びに自動車検査独立行政法人関東検査部山梨事務所のご協力を頂き、次により開催しました。

当日は、多くの自動車検査員の皆様が参加し、実車を使用した実技も行われ、現場において応用できる充実した研修となりました。

- ◇開催日 2月26日（水）14：00
- ◇会 場 （一社）山梨県自動車整備振興会 研修センター
- ◇出席者 155名



大雪による災害に関する特別相談窓口について

2月14日～15日の大雪により県内各地で振興会会員工場に被害が発生しております。

大雪により被害を受けられた会員の皆様に謹んでお見舞い申し上げます。

なお、大雪による会員工場（動産除く）の被災報告は、27件（3月3日現在）。

主な被災状況は、全壊9件、庇倒壊4件、屋根一部倒壊9件、油庫・洗車場屋根倒壊5件となっています。

山梨県中小企業団体中央会では、大雪による災害に関する特別相談窓口を設置し、大雪により被害を受けた中小企業の皆様の資金繰り及び経営安定に関する相談に対応しておりますのでご利用下さい。

【融資内容】

（1）災害復旧貸付

①（株）日本政策金融公庫

（中小企業事業） 融資限度額：1.5億円（代理貸付：7千5百万円）

償還期限：設備資金、運転資金とも10年以内（据置2年以内）

（国民生活事業） 融資限度額：3千万円（代理貸付：1千5百万円）

償還期限：設備資金、運転資金とも10年以内

②商工組合中央金庫

融資限度額：1.5億円／設備資金、運転資金とも10年以内（据置2年以内）

（2）小規模企業共済災害貸付（小規模企業共済災の加入者）

融資限度額：1千万円（納付額に応じる）／利率：年0.9%

償還期限：3年～5年以内（貸付金額による）

（3）山梨県雪害対策緊急融資

融資限度額：設備資金 5千万円／運転資金 2千万円

利率：年1.8%（信用保証協会の保証料が別途必要）

償還期限：設備資金 7年以内（据置1年以内）

運転資金 5年以内（据置2年以内）

（注）金融機関の審査結果によっては、ご希望に添えない場合がございますのでご了承下さい。

【お問合せ】 山梨県中小企業団体中央会

山梨県甲府市飯田2-2-1

TEL 055-237-3215

なお、当会構内の除雪作業も近隣（（株）田丸）の応援を頂き、更に東八支部青年部を中心としたメンバーにより、堆積した残雪撤去作業にご協力頂き、ありがとうございました。

平成25年度「ディーゼルクリーンキャンペーン」の調査結果について

「ディーゼルクリーン・キャンペーン」 の成果をお知らせします。

～ 黒煙測定車両2,020台のうち6台に整備命令書交付、
迷惑黒煙通報件数39件 ～

国土交通省は、大都市地域等における自動車に起因する大気汚染問題が依然として残っている状況にあり、中でも大気汚染への影響度が大きいディーゼル車の排出ガス対策の推進が求められていることから、警察、自動車検査独立行政法人等関係機関の協力を得て、昨年6月及び10月を重点実施期間として「ディーゼルクリーン・キャンペーン」を全国的に実施するとともに、キャンペーンの啓発活動の一環として、ポスター・やリーフレット等の掲示・配布を行い、次のような成果を得ることができました。

1. 街頭検査結果

重点実施期間中の街頭検査では、全国で2,020台のディーゼル車について黒煙測定を実施しました。その結果、基準値を超える6台の車両に対し、整備命令書の交付を行いました。

また、硫黄分濃度分析器による燃料に関する検査については、517台実施（特に関東・近畿地区においては、当該検査を最重点項目として142台実施）しました。その結果、不正軽油（規格外の燃料）を使用していた2台の車両に対し、警告書の交付を行いました。

2. 迷惑黒煙通報制度結果

平成14年度より導入した迷惑黒煙の通報制度については、全国の運輸支局に迷惑黒煙相談窓口「黒煙110番」を設置し、一般の方から情報として寄せられた著しく黒い煙を排出している自動車のユーザーに対し、自主点検等の指導を行うものです。

平成25年4月から10月までの間では、全国で39件の通報があり、車両が特定された36件の自動車ユーザーに対してハガキにより自主点検を実施するよう指導を行いました。

3. 点検整備による黒煙低減効果

平成25年10月中に整備のために入庫したディーゼル車39,608台について、整備後における黒煙の低減効果を調査したところ、黒煙濃度が10%以上低減した車両が11,258台（全体の28%）ありました。点検整備がディーゼル黒煙の低減に効果があることが確認されました。

4. エコドライブ等の普及の促進

エコドライブについて、全国で約47万枚のチラシを配布し、DPF（黒煙除去フィルタ）等の正しい使用方法について、全国で約20万枚のチラシを配布し、周知に努めました。

問い合わせ先

国土交通省自動車局環境政策課

電話：03-5253-8111（内線42-523）

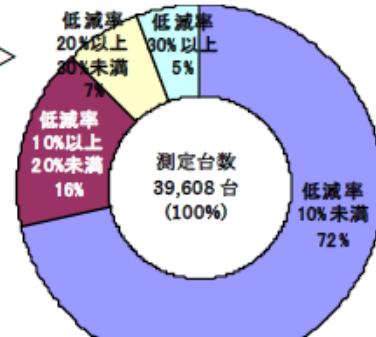
事業者による点検結果

(1)整備事業者による入庫車両の点検結果

①平成25年10月中に車検整備のために入庫したディーゼル車39,608台について、整備後における黒煙の低減効果を調査したところ、黒煙濃度が10%以上の低減効果が認められた車両が11,258台（全体の28%）ありました。点検整備がディーゼル黒煙の低減に効果があることが確認されました。

<点検整備による黒煙低減効果(日本自動車整備振興会連合会調べ)>

	測定台数	割合
低減率10%未満	28,350台	72%
低減率10%以上20%未満	6,353台	16%
低減率20%以上30%未満	2,748台	7%
低減率30%以上	2,157台	5%
合計	39,608台	100%

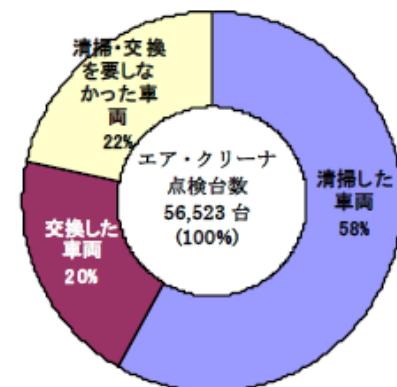


(点検整備による黒煙低減率構成割合)

②平成25年10月中に点検整備（車検整備を含む）のため入庫したディーゼル車56,523台について、エア・クリーナの点検をしたところ、エア・クリーナの清掃・交換をした車両は、44,294台（全体の78%）ありました。

<エア・クリーナ点検結果(日本自動車整備振興会連合会調べ)>

	測定台数	割合
エア・クリーナを清掃した車両数	33,010台	58%
エア・クリーナを交換した車両数	11,284台	20%
エア・クリーナの清掃・交換を要しなかった車両数	12,229台	22%
合計	56,523台	100%

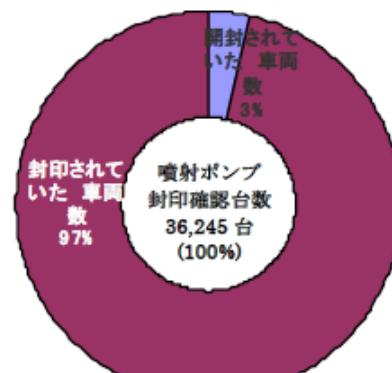


(エア・クリーナの清掃・交換割合)

③平成25年6月中に点検整備（車検整備を含む）のため入庫したディーゼル車36,245台について、燃料噴射ポンプの封印を確認したところ、噴射ポンプの封印が開封されていた車両が、1,180台（全体の3%）ありました。

<燃料ポンプ封印点検結果(日本自動車整備振興会連合会調べ)>

	台数	割合
噴射ポンプの封印が開封されていた車両数	1,180台	3%
封印されていた車両数	35,065台	97%
確認を行った車両数	36,245台	100%



(燃料ポンプ封印開封割合)

今月の配布物について

「自動車整備業のビジョンⅡ」多様化するニーズに応えるために（好事例集）

自動車整備業を取り巻く環境は、人口減少、少子高齢化、保有台数減少、ゼロ経済成長など成長性に乏しい時代に突入するとともに、車は高度に進化・発展を遂げ使用が長期化しており、これまでの取組みだけでは先細りが懸念され、「環境変化に的確に対応しないと生き残れない時代」になっています。

このような状況の中、

平成23年3月

「自動車整備業のビジョンⅡ 一転換期に役立つこれからの自動車整備業のあり方ー」発刊

○顧客に選ばれるように進化を遂げる業界＝多様化するユーザーニーズに対応する時代をキーワードに提案



平成25年1月

「自動車整備業のビジョンⅡ実践マニュアル 一選ばれる事業場になるための取組ヒント集ー」
作成

○自動車整備業のビジョンⅡにおいて提案している整備事業者が取組むべき事項等について、具体的な取組み例を掲載



平成26年1月 「自動車整備業のビジョンⅡ好事例集」一多様化するニーズに応えるために」を作成

○「自動車整備業のビジョンⅡ」における取組みの参考事例として、実際に取組を実施し成果を上げている整備事業場の好事例を紹介

これらの冊子が多くの会員の皆様に活用され、今後の事業発展のための参考資料として有効に活用されますようお願い致します



(平成26年3月配布)

車検証備考欄への点検整備実施状況等記載にかかる周知リーフレット

2月17日より自動車検査証備考欄に継続検査時における定期点検整備の実施状況等が記載されました。

このたび、国土交通省では、新たに記載された点検整備実施状況等の内容について説明したリーフレットを作成し、各運輸支局等の窓口で配布することとしております。

つきましては、継続検査において定期点検整備を適切に行ってないと考えられる自動車ユーザーに対して、確実な点検整備の実施を促すため、当該周知リーフレットを配布致しますので、ユーザー説明用資料として有効に活用頂きますようお願い致します。

点検整備実施状況について 車検証への記載が始まりました!!

お持ちの車検証をチェックし、確実な点検整備を！

車検証のこの部分に記載された
①「受検種別」
②「検査時の点検整備実施状況」※
③「受検形態」
をチェック！

※自動車の使用者には定期点検整備の実施が義務づけられております。
「検査時の点検整備実施状況」は車検の際に提示された点検整備記録簿により確認しており、記録簿の提示がなかった等の理由により点検整備の実施が確認できなかった場合におきましては、「点検整備記録簿記載なし」と記載しております。

なお、記載内容の後の訂正は対応しかねますので、ご理解の程よろしくお願いいたします。

I : 「①受検種別」が「指定整備車」の場合

②検査時の点検整備実施状況:
点検整備記録簿記載あり
③受検形態:
指定整備工場

地方運輸局長が指定する指定整備工場を通じて車検が行われており、点検整備が実施されています。

II : 「①受検種別」が「指定整備車(限定保安基準適合証の提出)」の場合

②検査時の点検整備実施状況:
—
③受検形態:
—

国の検査で保安基準に不適合であることが確認された部分について、地方運輸局長が指定する指定整備工場が整備を行い、車検に合格している状態です。
自動車全体について点検整備が実施されているか確認できないため、お車に備え付けの点検整備記録簿を確認の上、点検整備が未実施の場合には、確実な実施をお願いします。

ご不明な点等ご質問は以下まで！

お問い合わせヘルプデスク

TEL:050-3786-3685

裏面へ！

国土交通省自動車局

III: 「①受検種別」が「持込検査車」の場合

ケース1: 「③受検形態」が「認証整備工場」のとき

ケース1-1
②検査時の点検整備実施状況:
点検整備記録簿記載あり

地方運輸局長が認証する認証整備工場において点検整備が実施され、その後車検が行われており、点検整備が実施されています。

ケース1-2
②検査時の点検整備実施状況:
点検整備記録簿記載なし

地方運輸局長が認証する認証整備工場を通じて車検が行われていますが、点検整備が実施される前に車検を受検しています。
お車に備え付けの点検整備記録簿を確認するか、ご依頼の認証整備工場に確認の上、点検整備が未実施の場合には、確実な実施をお願いします。

ケース2: 「③受検形態」が「使用者」のとき

ケース2-1
②検査時の点検整備実施状況:
点検整備記録簿記載あり

点検整備が実施されています。

ケース2-2
②検査時の点検整備実施状況:
点検整備記録簿記載なし

車検が行われた時点では、点検整備の実施が確認できません。
点検整備について、確実な実施をお願いします。

ケース3: 「③受検形態」が「その他(使用者以外の者により受検が代行された場合)」のとき

ケース3-1
②検査時の点検整備実施状況:
点検整備記録簿記載あり

点検整備が実施されています。使用者本人が点検整備を実施していないときは、点検整備記録簿を確認してください。
使用者本人か認証整備工場以外実施できない項目もあります。

ケース3-2
②検査時の点検整備実施状況:
点検整備記録簿記載なし

車検が行われた時点では、点検整備の実施が確認できません。
点検整備について、確実な実施をお願いします。

ホームページリニューアルについてのお知らせ

振興会・商工組合ホームページ（A M S）は、情報提供の促進及び利便性の向上を図るため、4月1日よりリニューアル致します。

主な変更概要は、トップページの画像変更、お知らせ一覧表示、検索機能の追加、会員工場（あなたの街のクルマ屋さん）の地図表示等、一般閲覧者にも配慮した内容表示、使いやすく見やすいタイムリーな情報発信をしてまいりますのでご活用下さい。

なお、会員ログインID、パスワードについては変更ありません。

トップページのイメージ



第123期技術講習所受講生募集のご案内

1. 募集種目

一級小型自動車（A課程）・二級ガソリン・三級ガソリン

2. 募集人員

種目	募集人員数
一級小型自動車（A課程）	20
二級ガソリン	40
三級ガソリン	40

（受講希望人員10人未満の場合は開講いたしません。）

3. 受講申込み

①申込期間 3月3日（月）～4月18日（金）

②受講申込み方法 受講希望者は受講申請書（教育課窓口にあります）に必要事項を記入のうえ受講料を添えてお申し込み下さい。
受講者の都合により未受講となった場合の受講料の返却はいたしません。

4. 受講料

種目		受講料	備記
一級小型自動車 (A課程)	会員	91,000	受講料には、テキスト代・資料代を含みます。
	会員外	130,000	
二級ガソリン	会員	58,600	
	会員外	84,300	
三級ガソリン	会員	58,600	
	会員外	84,300	

5. 予定講習日程

（講師手配の都合上、受講者への講習日程表は開講式の日にお渡しします）

- ①一級小型自動車（A課程） 原則 月曜日の30日間を予定
- ②二級ガソリン 原則 火曜日の20日間を予定（土曜日1日含む）
- ③三級ガソリン 原則 木曜日の20日間を予定（土曜日1日含む）
- ④講習時間 9:10～15:50（1日6時限）
- ⑤開講式・全課程（予定） 平成26年5月9日（金）講習開始初日に行います。
(一級課程は開講式のみとなります。)
※9:00より開講式を始めます。

- ・二級・三級 修了式（予定） 平成26年 9月 中旬
- ・一級小型自動車 修了式（予定） 平成27年 3月 初旬

6. 受講資格（実務経験は講習修了日までとする）

一級小型自動車 (A課程)	二級ガソリン及び二級ジーゼル整備士の両資格取得者で、いずれか一方の技能検定合格の日から自動車の整備作業に関して 3年以上の実務経験 を有する者
二級ガソリン	三級の技能検定に合格した者で技能検定合格の日から自動車の整備作業に関して 3年以上の実務経験 を有する者 (大学機械科卒1.5年、高校機械科卒2.0年)
三級ガソリン	自動車の整備作業に関して、 1年以上の実務経験 を有する者 (大学機械科卒0.5年、高校機械科卒0.5年)

7. その他

- ①本講習は検定試験の実技試験免除の講習です。
- ②受講者は、白色作業服を着用していただきます。
- ③デジタルサーチットテスタをご用意下さい（ポケット型は不可）

※自動車整備商工組合販賣課で下記の物を取り扱っています。

	3月31日までの購入【消費税5%】	4月1日以降の購入【消費税8%】
☆白色作業服	3,045円 (S~3Lまで)	3,132円 (S~3Lまで)
	3,255円 (4L~BXL)	3,348円 (4L~BXL)
☆デジタルサーチットテスタ	7,000円	7,200円

スキャンツール応用研修会のご案内

スキャンツール活用事業場認定要件である、標記講習会を下記により開催します。

- ◇受付期間 **4月18日（金）まで**
- ◇講習日時 4月24日（木）9:30～16:30
- ◇講習会場 (一社) 山梨県自動車整備振興会 研修センター及び実習場
- ◇対象者
 - (1) スキャンツール基本研修（外部診断機取扱等講習）修了者
 - (2) H13～15年度の三年間のいずれかの整備主任者研修においてスキャンツールを使用した研修を受講した者。
 - (3) 振興会の行ったスキャンツール研修のうち、上記整備主任者研修の内容と同等以上（研修時間は問わない）の研修を受講した者
 - (4) スキャンツールメーカー、損害保険会社、電装品組合等が実施した（する）整備事業者向けの研修で、スキャンツール活用研修会実施要領で定めた研修内容、研修時間、教材、指導員が基本研修と同等以上の研修を受講した者。

以上（1）～（4）いずれかに該当される方

◇講 師 ディーラートレーナー、技術講習所講師

◇講習内容

(学 科) 1. スキャンツールの機能（再確認）
2. F A I N E Sからのデータ取得
3. エンジン電子制御システムの各構成要素の仕組み
・自己診断と空燃比制御

(実 習) 1. スキャンツール操作方法
2. 正常時データの収集
3. 正常時と異常時のデータ比較による故障診断

◇定 員 20人

◇受 講 料 5,000円（資料代含む）
(申込後の未受講において、受講料の返金は出来ません。また、申込が少ない場合には、講習日を延期する場合もありますのでご了承下さい。)

ワインチ運転者特別教育のご案内

車積載車に装備されるワインチを操作するためには、労働安全衛生法第59条、規則第36条の規定により「安全に関する特別教育」の受講が義務付けられています。

本講習は、ワインチを操作する際の基礎的な知識と注意点並びに関係法規の学科教育を行います。

学科教育終了時に「巻上げ機（ワインチ）運転者特別教育 学科教育受講証明書」を交付させていただきますので、各事業場にて「巻上げ機の運転」「荷掛け及び合図」の実技教育（4時間）を実施後、事業場の実技を行った旨の証明をした「実技教育受講証明書」をお持ちいただければ、労働安全衛生法で定める「巻上げ機（ワインチ）の運転の業務に係る特別教育修了」を証明する修了証を発行します。

◇受付期間 **4月11日（金）まで**

◇講習日時 4月22日（火）9:30～17:00

◇講習場所 (一社)山梨県自動車整備振興会 研修センター

◇受講対象者 事業場にワインチ付車積載車をお持ちで、車積載車のワインチ操作を行う方

◇募集定員 50名（定員になり次第締め切らせて頂きます）

◇受 講 料 5,000円（テキスト代含む）

◇今後の開催予定 平成26年 6月19日（木）
" 10月 7日（火）
平成27年 2月18日（水）

教育委員会が開催されました

◇日 時 2月20日（木）15：30

◇場 所 （一社）山梨県自動車整備振興会 会議室

◇出席者 清水委員長、村松副委員長、深澤委員、大久保委員

事務局：斎木専務理事、山下指導教育部長、組澤教育係長

◇会議事項

- (1) 平成25年度事業報告並びに平成26年度事業計画骨子及び事業計画（案）について
 - ・受講者数の少ない講習の見直し
 - ・講習名称と内容を分かりやすくし検討する
- (2) 安全衛生教育（巻上げ機、圧縮空気）について
 - ・巻上げ機は、同学科指導員取得にて、学科自前講習
 - ・圧縮空気は、タイヤチェンジャー及びタイヤ覆い籠導入で自前講習
- (3) 第20回山梨県自動車整備技能競技大会について
 - ・参加支部への負担軽減を今後検討
- (4) その他

全国の整備相談所に寄せられた整備相談事例 Vol. 26

ケースその1

【内容】 GSを窓口に車検依頼したが、アイドリング不調となった

・車名：軽自動車 ・登録年月：不明 ・走行距離：10,000km

平成24年11月、整備工場系列ガソリンスタンドを窓口に車検を依頼。その後暫くしてアイドリング不調となり当該ガソリンスタンドに問合せするが明確な説明がなく、他の工場で見て貰った結果、プラグが1本機能していないとのことであった。この結果を当該ガソリンスタンドに報告し、再度、説明を求めたところ、3本のプラグの内1本だけ点検し異常がなかったので他の2本は点検をしなかったとのこと。機能していない1本を交換して貰ったが、その後エンジン不調となりエンジン修理に高額な費用が掛かることが分かり、今回の件について説明を求めたが、説明はなく弁護士と話をするよう言われた。

自社の行った整備の説明をせずに、突然、弁護士と話をしてくれと言われても困る。本来であれば行った整備について、説明責任を果たすべきだと思うので、しっかりと説明責任を果たすよう、指導をお願いしたい。

【対応】

整備工場責任者に相談内容を説明し状況を確認したところ、相談内容の作業は事実であり、今回の内容は把握しているので対応するとの回答。

相談内容の作業はプロの整備工場として行うことではなく、うっかりミス的な内容でもないので説明ができるのか疑問である。また、苦情対応もガソリンスタンド任せでなく工場責任者又は作業実施者の対応が必要と思われる内容であることから、相談者の要望に応えるべく誠意をもった説明をするよう指導する。

ケースその2

【内容】頼んでもいない作業をされ、修理代を請求される

・車名：乗用車 ・登録年月：平成元年 ・走行距離：不明

去年9月に会員工場で車検を受けた時、請求書にライトのレンズ磨き4,000円と車検証再交付3,000円の頼んでもいない請求がされていた。車検証が手元にあったことを伝えると再交付代3,000円は値引きされた。また、車検後2週間ほど（2回しか乗っていない）でラジエターから水漏れがあり、修理にいくらかかるか聞いたら10万円かかると言われ、見積書の提示もなく作業をされ、実際に10万円（レジエター等部品代50,000円、工賃50,000円）の請求がきた。見積り金額によっては、もっと安いところで修理して貰うこともできたし、高ければ車の買換えも考えた。

会員工場とは16年の付き合いがあり、車検後のトラブルであるので工賃を全額請求されるのは納得がいかない。裏切られた気持ちがする。部品代以外は支払いたくはない。通常ラジエターの修理にはいくら位かかるのか知りたい。また、振興会から苦情の内容を会員工場に伝えて欲しい。

【対応】

前回は匿名であったが、昨年の11月に相談を受けた依頼者と同一人物と思われる。相談内容について、先ず、振興会で説明できることを伝えた。

①ライトのレンズ磨きについては、車検時にライトの光度が足りなかつたために研磨したものと思われる。

②ラジエターの水漏れについては、会員工場は認証工場であるので国の検査場に持ち込んで受検しているので検査の時点では問題はなかったと思われる。長期使用車両であるので経年劣化によることが考えられる。

③ラジエターの修理費用については、請求書に書かれている交換部品から、日整連の点数表を使いレバーレート8,000円で算出した。しかし、レバーレートは工場ごとに設定しているので、あくまでも目安であることを付け加えた。

今回の相談内容を会員工場へ連絡した。社長の話では、車検を依頼された時「古い車なのでこれから色々な所が故障することもあるし、部品代も高くつくのでそろそろ買い換えてはどうか。」と話をしたが、娘が大事にしているので買換えはしないと言われた。その矢先にトラブルが起きた。

車検証の再交付については確認不足であったため値引きをした。1年前の話で、まだ修理代金も貰っていないので、工賃は半額（25,000円）で話をしようと思っている。当会から相談者に会員工場が工賃を半額にすることを考えていると伝え、それでも納得がいかなければ、また連絡をくれるよう話をした。

エンジンオイルの確実な整備の実施について

■ 内容

エンジンオイルのメンテナンスは、日常点検でオイル量の点検、またメーカーの定めた走行距離並びに時期での交換がありますが、メンテナンス不良に伴うトラブルの未然防止のため、確実な整備の実施をお願い致します。

メンテナンスを怠っていると、エンジンオイルの劣化により、潤滑・冷却不良が起こり、エンジンが破損し、最悪の場合火災が発生する事例も起きています。

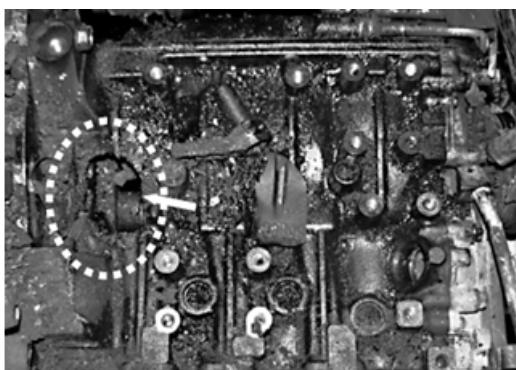
■ 点検整備時の注意点とお願い

エンジンオイル及びフィルターの交換時期は国内の標準的な使われ方と厳しい使われ方（シアコンディション）とに分類して、交換時期を定めています。

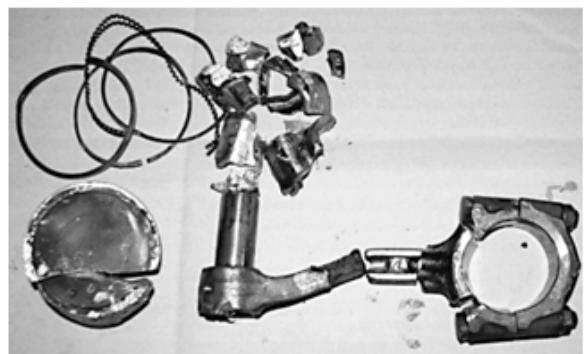
詳しくは各車両のメンテナンスノートに記載の点検整備方式をご確認下さい。

なお交換時、オルタネータ等にオイルがこぼれてしまうと、トラブルの原因になりますので、ウエスで、オイルジョッキのノズルをふさぎながら移動させるようお願い致します。

○エンジン本体及び内部の破損事例



シリンダーブロック壁面穴あき



破損したピストンとコンロッド



メンテナンスを怠っていたエンジン内部



スラッジで閉塞したストレーナー